

## 指定薬局における取組内容（情報提供方法等について）

### 1. 生活保護を受けている方への調剤

生活保護を受けている方が、一般名処方又は後発医薬品への変更を不可としない銘柄名処方の処方箋を持って、調剤を受けに来ましたら、リーフレット「生活保護法の指定を受けている薬局の方へ」（以下、リーフレット）に記載のある『生活保護における後発医薬品に関する取組内容』を説明していただき、原則として後発医薬品を調剤するようお願いいたします。

やむを得ず、先発医薬品を調剤できる場合は、リーフレットに記載のある『生活保護を受けている方への調剤について』の2又は3の事由となります。

### 2. 調剤状況の記録

上記1の対応で、やむを得ず、先発医薬品を調剤した際には、その理由を「生活保護受給者への先発医薬品の調剤状況」（別紙報告様式）へ記録をお願いいたします。（記録にあたっては、記載例を参照してください）

なお、記録については、福祉事務所ごとに作成をお願いいたします。

### 3. 福祉事務所への情報提供

上記2で記録していただきました調剤状況について、各福祉事務所へ3か月に1度送付してください。

### 4. 開始時期及び報告月について

- (1) 開始時期 平成30年10月  
(2) 報告 3か月ごとに福祉事務所あて送付

対象月	報告月
10月分～12月分	1月
1月分～3月分	4月
4月分～6月分	7月
7月分～9月分	10月

※平成30年10月分については、可能な限りの情報提供をお願いいたします。

#### 留意事項

- ※ この取組は、さいたま市内の10福祉事務所の受給者を対象としています。
- ※ 生活保護を受給している方であっても、自立支援医療等の単独請求の場合は対象となりません。(社保及び他公費と併用の方は対象となります)
- ※ 厚生労働省通知「診療報酬請求書等の記載要領等について」に基づき実施している、一般名処方が行われた医薬品について後発医薬品を調剤しなかった理由の診療報酬明細書の摘要欄への記載については、本取組(福祉事務所への報告様式の送付)をもって不要となるものではありませんので、引き続き実施していただくようお願いいたします。